

令和 7 年

第 1 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

令和7年第1回志賀町議会定例会会議録

令和7年2月25日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
町参事兼総務課長	山 下 光 雄
富 来 支 所 長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
デジタル情報課長	三 野 善 明
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉

商工観光課長	福田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第2号及び議案第4号ないし第32号（提案理由説明）
- 日 程 第 5 町長提出 議案第24号（質疑・委員会付託・討論・採決）

（ 開 会 ・ 開 議 ）

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、12番 林一夫君、1番 小林克嘉君を指名します。

日程第２ 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月14日までの18日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月14日までの18日間と決定しました。

日程第３ 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

日程第４ 町長提出 報告第２号及び議案第４号ないし第32号（提案理由説明）

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第２号及び議案第４号ないし第32号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 令和７年第１回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年、能登半島地震から、１年２か月が経過しようとしています。昨年の今頃を思い返しますと、ようやく地震被害の全容が明らかになった頃であり、町全体の地震に対する脆弱性を痛感したことを覚えております。

耐震化されていない家屋、脆弱な道路網、耐震性の低い上下水道設備などのハード面の課題に加え、避難計画や業務継続計画、応援職員受援体制といったソフト面の課題など、予め強靱化すべきであったモノや、準備体制を万全にして緊急時に備えておくべきコトが数多くあったと考えております。

近年の災害の状況を考えると、災害に対する備えと防災機能をこれまで以上

に強化し、あらゆることを想定したまちづくりを目指すことが町の舵取りを任せられた私の責務であります。

昨年末で国の災害査定も終わり、今年から道路や橋梁、上下水道、農業施設をはじめ、被災した公共施設の復旧工事が本格的にスタートいたします。また、町の復興計画に掲げる各復興プロジェクトも具体的に始動いたします。

復旧、復興への道のりは始まったばかりであります。全力で様々な取り組みを加速させていきますので、皆様方には引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、町政の近況についてご説明いたします。

まず、はじめに「火災への注意喚起について」であります。

年が明けてから、これまでの間に、町内で既に3件の建物火災が発生しており、うち2件で尊い命が犠牲になっています。火災発生の原因はさまざまですが、「寝たばこをしない」、「ストーブの周辺には物を置かない」など、少しの心がけで防ぐことが出来ます。

まだまだ火災が起こりやすい時節が続きますが、町民の皆様には、大切な命や財産を守るため、火災予防に今一度ご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、「予約制乗合交通しかばす いーじーの運行開始について」であります。

現在運行しているコミュニティバス「しかばす」については、定時定路線で運行してきましたが、高齢者の運転免許保持者の増加などを背景に、利用者は年々減少している一方で、燃料費や人件費の上昇などにより運行コストは増大しており、効率的で効果的な運行形態への見直しが求められておりました。

また、コミュニティバスの運行については、近年、全国的に、電話やスマートフォンで予約を受付し、これをAI、即ち、人工知能が最適な乗合せと経路を計算して送迎する「予約制の乗合交通」に見直しする自治体が増えてきており、県内では、輪島市や加賀市、津幡町、羽咋市が導入しております。

こうした状況の中で、能登半島地震により、町内の道路が大きく損壊したり、仮設住宅が整備されたりするなど、町の状況が一変したことを踏まえ、町では、町地域公共交通活性化協議会での協議を経て、4月1日から現在の「しかばす」を廃止し、AIを活用した予約制乗合交通を導入することとしました。

この予約制乗合交通の愛称については、昨年12月に町内の小中高校生から公募し、応募いただいた66点の中から、志賀中学校3年生の南星風さんが応募した「しかばす いーじー」に決定しました。「いーじー」には、英語の「EASY」で簡単に予約できることと、「いいねえ」という方言の「いいじー」の意味が込められています。

ご利用にあたっては、事前に会員登録していただく必要があります。会員登録はパソコンやスマートフォンでも登録することができますが、紙の申込書により登録する場合は、今月7日から町内各所で会員登録を兼ねた説明会を開催しており、本日から各地区の公民館を順に回りますので、ぜひご参加いただきたいと思います。

会員登録後は、利用の1週間前から30分前までに、スマートフォンなどのアプリで予約するか、コールセンターに電話で予約していただければ、利用することができます。

利用料金は、志賀地域、富来地域、それぞれの地域内での移動は、大人200円、小学生100円で、志賀地域と富来地域をまたぐ移動は、大人300円、小学生100円となります。また、障がい者と妊婦の方は、会員登録の際に手続きしていただければ無料で利用することができます。

3月下旬の試験運行を経て、4月からは、志賀地域3台、富来地域2台の車両で、午前8時30分から午後5時までの希望する時間に、最寄りのバス停から希望するバス停まで、乗合で移動することができるようになります。是非、多くの皆様にご利用いただきたいと思います。

なお、これまで「しかばす」で通学していた志加浦地区と加茂地区の中学生については、4月からスクールバスで対応しますのでご理解をお願いいたします。

次に、「公費解体の状況について」であります。

公費解体については、2月17日現在、自費解体、緊急解体を合わせて、申請数が4,076棟、解体完了数は1,794棟となっており、申請に対する解体撤去の完了率は、44パーセントまで進んでおります。

解体作業チームの班体制も、8月中旬の50班体制から、現在は、目標としていた154班体制となっており、さらに公費解体が進むと考えておりますが、現

在は降雪期を迎えており、作業スピードの鈍化が懸念されるところであります。このことから、少しでも解体作業の効率化を図るため、現在、公費解体を申請された方に、建物に立ち入ることが危険な場合を除いて、出来る限り、片付けごみの搬出にご協力いただくよう、広報等を通じてお願いしています。

また、先般、県が発表した災害廃棄物処理実行計画の見直しでは、本町における解体想定棟数が4,233棟を超えるとされていることや、解体するか修理するか迷われている方も少なからずいらっしゃいますので、本年3月末の申請期限を、公費解体、自費解体ともに6月末まで延長することとしました。

一日も早く被災者の生活再建を進めていくためにも、県の実行計画に掲げる今年10月末までの解体完了を目指して、加速していくことが重要と考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に「トヨタ自動車株式会社との連携協定締結について」であります。

去る1月16日に、町ではトヨタ自動車と「令和6年能登半島地震対応における共働を起点とする連携協定」を締結しました。

トヨタ自動車には、地震発生直後から、断水が続く中での水タンクの供与や、災害対応にあたる多数の車両の貸与をはじめ、本庁舎と富来支所の避難所への物資配送拠点のオペレーション構築、り災証明発行のための家屋調査、高齢者世帯や要配慮世帯の安否確認など、多大なるご支援をいただきました。

これを「ご縁」として、昨年11月には、南海トラフ地震が想定される中で、愛知県内のトヨタ自動車各工場の防災担当責任者が本町を訪れ、地震直後の状況や災害対応など今回の震災で得られた教訓を伝える研修会を開催し、意見交換を行っております。

また昨年12月8日に約2万人が参加して開催されたトヨタ社内駅伝大会の会場において、志賀町の特産品紹介ブースを出店させていただき、カニ汁を販売するなど交流を図ってきたところであります。

さらに、来月2日には、トヨタ自動車の野球、陸上、バスケットボール部のアスリートが本町を訪れ、小・中学生を対象にスポーツ教室を開催していただくほか、15日には、3万人の集客が見込まれる豊田スタジアムで開催される「ジャパンラグビーリーグワン」の大会会場に、町と観光協会が出店する予定であります。

まさに、能登半島地震でのご支援が起点となる交流であり、町としては、今後もこうした交流を深める中で、震災で得た教訓と学びを共有し、防災力の向上と相互の発展につなげていきたいと考えております。

次に「トキの放鳥方針の決定について」であります。

今月14日に開催された国の専門家会議で能登地域におけるトキの放鳥方針が決定されました。県及び能登9市町におけるこれまでの取組状況が評価され、本州におけるトキの野生復帰に必要な確認事項が満たされていると判断されるとともに、「石川県におけるトキの放鳥及びモニタリング計画」が了承されたものです。

これにより、令和8年度上半期中を目途に、本州では初めて、能登地域にトキの放鳥が始まります。具体的な放鳥場所については、今年7月頃までに決定される見込みであります。

生息環境のモデル地区として、環境整備に取り組んできた稗造地区の尊保区をはじめとして、本町にとっても大きな朗報であり、大空を舞うトキの姿が復興の象徴となることを大いに期待しております。

トキやコウノトリを復興のシンボルとして、地域の活性化を推進していく施策は、町の復興計画にも掲げており、世界農業遺産である豊かな自然環境を積極的に発信して、魅力ある自然景観や観光資源を活用して、町の復興に繋げていきたいと考えております。

次に「キャッシュレス決済ポイント還元事業について」であります。

先の第1回臨時会で補正予算の決議を賜りました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用したキャッシュレス決済ポイント還元事業の実施期間が決定しました。

実施期間は、令和7年5月7日から7月6日までの約2か月間とし、予算が無くなり次第終了となります。

ポイント還元率は20パーセント、付与上限は1回当たり2,000ポイント、期間トータルで8,000ポイントであり、大手チェーン店やコンビニなどの一部店舗を除き、決済アプリ「PayPay」が利用可能な町内の店舗及び事業所が対象となります。

詳細につきましては、今後、広報しかやホームページ、志賀町LINE等で周知

してまいりますので、是非、活用をお願いいたします。

次に、「志賀原子力発電所について」であります。

去る2月21日に北陸電力志賀原子力発電所2号機の新規制基準に関する適合審査が開催され、火山が2号機に与える影響について議論がなされました。

会合の中で北陸電力は、想定される発電所敷地内への影響は、一番近い距離の立山が噴火した場合、火山灰の堆積が最深10センチメートルとなる試算の根拠を説明したところ、概ね妥当と評価されたところであります。

今後の審査会合において、「基準地震動」の策定につながる地下構造と敷地周辺の断層が審査されるということであります。今後も北陸電力には、今まで以上に丁寧な説明に努め、しっかりと対応するよう求めています。

それでは、令和7年度当初予算案について、その概要をご説明いたします。

昨年の能登半島地震によって、住家被害をはじめ、公共インフラや地域経済が甚大な被害を受けています。町としては、この震災からの復旧復興が最優先課題となります。

災害復旧事業を重点的に実施することに加え、昨年7月に策定した復興計画の基本理念「かえる、志賀町」の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいります。

これを踏まえて予算編成を行った結果、令和7年度一般会計当初予算は、震災により例年の3倍規模となった前年度予算よりもさらに15億円増の386億円となりました。

歳入では、自主財源の根幹をなす町税については、固定資産税において地震により滅失した家屋分に係る減収要因はあるものの、大規模償却資産の増加により、前年度より増収が見込まれるほか、他の町税においても軒並み前年度と同等程度の収入が見込まれるなど、町税全体で前年度比約1億3千万円増の約38億9千万円を見込んでおります。

地方交付税については、地方財政計画における一般財源の確保と前年度の実績ベースを勘案し、さらに震災復旧分を見込み、対前年度比3億4千万円増の41億円を見込んでいます。

国庫支出金は、事業の進捗見通しに伴い、災害廃棄物処理事業費補助金や道路河川災害復旧費補助金等を減額し、対前年度比約9億7千万円減の約123億

1千万円を、県支出金では、災害救助費負担金を減額する一方で、復興基金交付金や農林水産業関係災害復旧事業費補助金を増額し、対前年度比約6億6千万円増の約35億6千万円を見込んでいます。

また、各事業の財源に充当する基金繰入金については、財政調整基金に加え、行政情報化整備推進基金や公共施設等整備基金、令和6年能登半島地震復興基金などを繰り入れ、対前年度比約4億9千万円増の約11億3千万円としております。

町債については、羽咋郡市広域圏のごみ焼却施設建設事業の開始に伴い、大幅に増額される町負担金分の財源に過疎対策事業債を充当するなど、対前年度比約8億5千万円増の約123億3千万円を計上しています。

歳出では、能登半島地震からの災害復旧事業と復興関連事業を中心に予算編成しております。経常経費に加えて、道路や河川、農業用施設、漁港など各インフラの災害復旧事業をはじめ、支所庁舎や保育園、学校や社会教育、体育施設など公共施設の災害復旧事業、地域コミュニティ施設等再建支援などの復興基金交付金事業など、災害復旧に関連した重点事業に約74億8千万円を、また、公費解体を含む災害廃棄物処理事業をはじめ、復興プロジェクトに掲げる避難拠点施設整備事業や災害公営住宅整備事業、将来のまちづくりに向けた長期計画や地域防災計画の策定など、復興に関連した重点事業に約161億2千万円を計上しています。

一般会計当初予算については以上であります。水道事業会計及び下水道事業会計においても、各施設の災害復旧事業費を計上するなど、予算規模は大きくなり、全会計を合わせた予算総額については、542億1,311万6千円と対前年度比37億7,750万5千円の増額となっております。

地震からの復旧復興は、来年度以降もまだまだ続いていきます。被災者支援やインフラの復旧、生業の再建、新たな住環境の整備や震災復旧事業で増加した公債費の償還など、復旧復興に係る財政需要に加え、社会保障経費をはじめとする扶助費も高い水準で推移していることから、今後、ますます厳しい財政運営を強いられることが予想されます。そのため、震災の影響による今後の在り方を考慮したうえで、既存事業の見直しや縮小、抜本的な改革などに努めていかなければなりません。将来の志賀町を創るため、私が先頭に立って、財政

の基盤強化と健全化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以降、新年度予算における主な施策について、順次ご説明いたします。まずは、災害復旧に関連した主な重点施策であります。

はじめに、「地域コミュニティ施設等再建支援事業について」であります。

これは県の復興基金メニューに掲載されている事業で、既に今年度から実施しております。

被災した地域・集落のコミュニティを維持するため、復旧が必要なコミュニティ施設（集会所や神社など）の再建に要する経費を支援するものであり、今回3億4,250万円を計上しています。

具体的には1施設あたり、建替えや修繕に要する補助対象経費の8分の6、上限1,200万円を補助するものであり、本町では、さらに町独自の支援分として補助対象経費の8分の1、上限250万円を追加で上乗せして、上限の総額は1,450万円となっています。

申請期限については、地区の財政事情や依頼業者の繁忙などを考慮して、当面の間は設けない予定ではありますが、事業の内容審査、県との協議等に時間を要することも多いため、事業を円滑に、かつ迅速に行うためにも、申請を希望している区長の皆様には、早めのご相談をお願いいたします。

このほか新年度予算では、復旧に関連した県復興基金メニュー事業として、集落に在る共有墓地の共有部分の復旧を支援する「共同墓地復旧支援事業」に1,200万円、住宅所有者が実施する宅地の復旧や住居の傾斜修復、擁壁の復旧を支援する「被災住宅等復旧支援事業」に9,583万円、住居の耐震診断や耐震改修、傾斜修復に要する経費を支援する「住宅耐震化促進事業」に3,200万円を計上しています。既に今年度から実施されている事業もありますので、申請をお考えの方は、一度ご相談いただくようお願いいたします。

次に、インフラ、公共施設等の災害復旧事業であります。

道路や河川、橋梁の土木関連の災害復旧事業については、道路災害全体で356か所、河川災害全体で12か所、橋梁災害全体で16か所が国の採択を受けているほか、採択基準に満たなかった箇所も含めて、約39億1,982万円を計上しました。

また、農林水産関連の災害復旧事業については、農地農業用施設に約 7 億 4,067 万円、林業施設に約 5 億 9,949 万円、漁港施設に約 7 億 6,303 万円を計上しています。これに関連して、災害査定基準に満たない農地農業用施設の復旧を支援する「農地等手づくり復旧支援事業」に約 1 億 616 万円、漁船等の修理や漁港施設の強化、機能回復を支援する「漁業者支援事業」に約 7,010 万円を計上しています。

次に、公共施設等の災害復旧事業についてですが、総務関係では、富来行政センターの復旧に約 2,432 万円、防災行政無線屋外子局の復旧に 933 万円、民生関係では富来放課後児童クラブの建物リースに 1,490 万円、高浜・とぎ両保育園の復旧に 1 億 8,302 万円を計上しています。

衛生関係では被災した個人管理浄化槽の復旧に 9,000 万円、消防関係では防火水槽の復旧に 750 万円、土木関係では公営住宅の復旧に約 6,036 万円を計上しています。

学校関係では、富来中学校の校舎及び体育館等の復旧に約 2 億 1,394 万円、学校給食共同調理場の復旧に約 4,408 万円、熊野交流センターや志加浦交流センター、工芸工房等の社会教育施設の復旧に約 8,486 万円、B & G 海洋センターフレアや陸上競技場等の保健体育施設の復旧に債務負担分を含め約 6,580 万円、松尾神社や雄谷家など文化財の復旧に約 1,778 万円を計上しました。

このように、多くの災害復旧事業を新たに計上しましたが、今定例会に提出した補正予算案においても、今年度の災害復旧関連予算の多くを来年度に繰り越す補正を計上しています。

今後、本町だけでなく、国や県、被災した他市町からも一斉に災害復旧事業が発注されるため、受注できる業者の不足が懸念されています。現に本町でも、入札公告をしても参加する業者がおらず、入札が成立しない案件が生じています。

町としては、国や県とも連携して、速やかに復旧工事に着手できるよう努めていきますが、町民の皆様には、このような事情から復旧に影響があることもご理解くださるようお願いいたします。

続いて、復興に関連した主な重点施策についてであります。

はじめに「志賀町長期計画策定事業について」であります。

町では、平成29年に町の最上位計画である「第2次志賀町総合計画」を策定し、将来像を「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」と定め、各種施策を推進してきました。

また、令和2年には「第2期人口ビジョン・町創生総合戦略」を、令和3年には「町国土強靱化地域計画」を策定し、各種事業を推進してきたところであります。

こうした中で、未曾有の大災害「令和6年能登半島地震」が発生したことで、町を取り巻く環境は一変し、これらの計画をゼロから見直しする必要に迫られることになりました。

発災から1年以上が経過した現在においても、一部で復旧が進んでいるとはいえ、本格的な復旧・復興はこれからという状況であり、昨年7月末に策定した町復興計画に登載した事業を、スピード感をもって推進していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本来ならば、令和8年度までの計画期間であった、第2次総合計画を1年前倒しし、令和8年度を始期として、町の復興計画の内容を引き継ぐ形で、「第3次総合計画」の策定に着手いたします。また、これに伴い、「人口ビジョン・町創生総合戦略」と「国土強靱化地域計画」も併せて見直しを行い、各計画の計画期間を揃え、整合性を図ってまいります。

少子高齢化、人口減少が加速する中で、震災による被害がこれらに拍車を掛けている状況にあります。町復興計画の基本理念「かえる、志賀町」、そして、復興の将来像「創造的復興へ―暮らし・生業・社会基盤の再建―ふるさと再起動 シン・志賀町へ」の思いを引き継ぎ、安心して住み続けられる、復興に向かって進む町の姿が思い描ける計画を策定してまいります。

策定にあたっては、行政だけでなく、町民や各種団体、企業等が連携・協力し、地域が一体となって取り組むことが必要であるため、多くの町民の参加や意見が反映されるよう、町民アンケートやパブリックコメントなどを実施して、その意見を計画に反映していきます。

今後、学識経験者や各公共団体の代表者等で組織した総合計画等審議会、町特別職及び管理職で組織する策定委員会とその下部組織となる、職員で構成する策定部会を設けて、策定を進めていきます。

なお、審議会の調査審議を経て作成された各計画案については、議会の皆様に適宜説明を行い、内容を共有し、連携を図ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に「地域防災計画整備事業」についてであります。

今回の能登半島地震を経験し、現行の地域防災計画に定められた各フェーズにおける業務内容や役割分担と、実際の行うべき業務内容において、乖離する点が多くあることが判明しております。これらを踏まえ、顕在化した課題を検証、解消し、地域防災計画を見直しいたします。

計画の改定にあたっては、防災会議等を開催し、乖離した部分の洗い出しや今後の対応策などさまざまな意見を集約して、より実践的で効果的な防災計画にしたいと考えております。

次に、「創造的復興リーディングプロジェクトに掲げる各事業について」であります。

「避難拠点施設整備事業」については、平時は生涯学習やスポーツの拠点としての機能を有し、大規模災害時には、多数の避難者を収容できる複合型の避難拠点施設を整備する事業であります。

富来地域、志賀地域において、それぞれ整備する予定であり、新年度に基本計画などの設計委託料を計上するものです。

「災害公営住宅整備事業」については、震災により住宅を失い、自力で住宅を確保することが困難な被災者に、安定した生活を確保してもらうため、町が国の助成を受けて公営住宅を整備する事業であり、新年度に基本計画や意向調査などの委託料を計上するものです。

現在、必要戸数の最終調整や建設候補地の選定に協議を重ねているところであり、今後はさまざまな意見を集約し、公営住宅整備基準を踏まえ、迅速に進めていきたいと考えております。

「道の駅とぎ海街道周辺再整備事業」については、今後のまちづくりを見据えた観光・交流ゾーンとしての魅力向上とインバウンドを含めた観光客の誘致を促進していくため、道の駅とぎ海街道周辺施設の再整備を行う事業であり、新年度に基本設計委託料を計上するものです。

「産業用地整備促進伴走支援事業」については、能登地域の雇用創出の拠点

である能登中核工業団地の分譲区画が残りわずかとなっていることから、企業誘致の推進と雇用の場の確保に努めるため、新たな工業団地の造成に向けて、一般財団法人日本立地センターの支援を受けて基本計画調査を実施する事業であり、新年度に調査委託料を計上するものです。

「富来地域小中一貫校整備事業」については、能登半島地震で甚大な被害を受け、現在、富来中学校を使用して授業を行っている富来小学校について、今後の児童生徒数の急激な減少に伴い、児童・生徒数に見合った適正規模の小中一貫校として整備する事業であり、新年度に基本設計及び実施設計委託料を計上するものです。

以上が、創造的復興リーディングプロジェクトにより、新年度予算に盛り込んだ5つの事業であります。早期の実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、「仮設住宅や住まい再建に関する事業について」であります。

「被災者見守り対策強化事業」については、応急仮設住宅に入居する高齢者世帯、要配慮世帯が、不安の無い安心した日常生活を送れるように、緊急通報システムなどを設置して見守る事業であります。温度センサーや人感センサーで異常が確認された場合は自動的に、また具合が悪くなった場合にはスイッチを押せば即座に、サポートセンターに繋がるものです。支援スタッフによる定期的な訪問だけでは、カバーできない場合があり、不慮の事故を防止するためにも、有効に活用いただきたいと考えております。

「住まい再建相談支援事業」については、応急仮設住宅の供与期間内に被災者の自力での住まいの再建が進むように、さまざまな問題等に対応する専門的な相談受付窓口を設けて、個別訪問・聞き取りなどの伴走支援を実施する事業であります。これにより、住まいの再建が一段と加速し、復興に繋がるものと考えております。

「応急仮設住宅維持管理費支援事業」については、仮設住宅入居者の利用しやすい環境を維持、整備するため、応急仮設住宅の維持管理を実施する事業で、共用施設等の維持管理などに加え、新年度は駐車場の舗装工事を予定しております。

「住まい再建・入居支援事業」については、住宅が被災し、応急的な住まい

等での生活を余儀なくされた方が、県内の住まいに住み替える場合の転居費用の一部を助成する事業であります。具体的には、民間賃貸住宅の敷金礼金などの初期費用や公営住宅入居に係る初期設備費用、転居の際の引っ越し費用を助成するものであります。生活再建に向けた新たな住まいへの転居が円滑に進むよう、町としてもバックアップに努めていきたいと考えております。

その他、復興に関連した重点施策事業として、公費解体を含む震災ゴミの廃棄物処理を行う「令和6年能登半島地震災害廃棄物処理事業」や、町内事業者の事業再建を支援する「なりわい再建支援補助金交付事業」などを盛り込んでいます。いずれも復興には欠かせない重要な施策でありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

新年度予算におけるその他の主な施策についてであります。

はじめに「情報システム標準化事業について」であります。

従来、自治体が行政サービスで使用する基幹業務システムは、各自治体が個別に開発、カスタマイズを行ってきた結果、維持管理や制度改正時の改修において個別対応を余儀なくされ、負担が大きいことや、情報システムの差異の調整が負担となりクラウド利用が円滑に進まないことなどが課題となっていました。このような状況を踏まえ、国は地方公共団体に対し、令和7年度までに住民基本台帳や児童手当、町税、医療保険など20項目の標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用するよう、法律で義務付けております。

このことから、町としても来年度中の標準準拠システムへの移行に向けて、関係経費を当初予算に計上しており、現在、詳細な協議を進めているところであります。

全国的にシステムが標準化されることによって、自治体独自で運用することやカスタマイズする必要がなくなるため、大幅なコストの削減と業務フローの見直しによる行政運営の効率化が図られるとともに、より質の高い住民サービスが提供されることで、町民の利便性向上につながるものと考えております。

次に「定住促進住宅地整備事業について」であります。

地震により、事業を一時中断していましたが、既に用地取得を終えている志賀小学校周辺地を来年度に整備し、新たな住宅地「みらいとうぶEブロック」

の造成に着手いたします。

分譲区画は、1区画平均74坪、全14区画を予定しており、令和7年度中の完成、令和8年度上半期の分譲開始を目指しております。

みらいとうぶについては、震災以前から、新たな分譲地に関しての問い合わせをいただいております。今回の地震で被災された方の中でも、新たな住宅再建の候補地として、需要があるものと見込んでおります。

また先月、工事が完了した、すばる幼稚園付近の「みらいとうぶGブロック」4区画に関しては、今年度中に確定測量、登記を終え、新年度早々に分譲販売の募集を行う予定であります。町ホームページや広報しかを活用して周知を図るとともに、奨励金制度も併せてPRすることにより、早期の完売を目指していきます。

以上、一般会計当初予算の主要な施策を申し上げます。

特別会計及び事業会計の当初予算については、国民健康保険及び後期高齢者医療保険、介護保険の各特別会計では、地震に伴う一部負担金の免除措置や保険料減免措置分を補てんするため、繰入金等を増額した結果、軒並み前年度から増額しております。

富来病院事業会計については、入院機能の回復などにより、前年度より医業収益は増加見込みであります。経営環境は依然厳しい状況が続いております。

水道事業会計については、給水収益が大きく減収する見込みであり、厳しい経営環境にあります。建設改良費においても、地震による災害復旧費に加え、水道管路の更新や水道施設の耐震改築工事費など、費用及び事業量が前年度に比べ大幅に増加しております。また、下水道事業会計についても同様であり、建設改良費の処理場の更新工事と災害復旧事業が大きく増加しております。

水道事業及び下水道事業の業務は、現在、まち整備課内の上下水道室で執り行われていますが、震災以降、水道管の漏水工事や下水道管の復旧工事など、上下水道室の業務量が大幅に増加しています。

復旧業務を迅速かつ円滑に行うためには、事業の責任者である課長の判断と決裁が遅延なく実施されることが必要であると考えます。

課に属した室体制では、課長が一人であるため、予定される業務量を考えると円滑に進まない状況にもなるほか、まち整備課自体においても、道路や河川

の災害復旧や災害公営住宅の建設など、復旧復興にかかる業務量が大幅に増加しており、課長の負担や責任が非常に大きくなっています。

これらを踏まえ、来年度、復旧復興の一層の進捗を図り、業務を円滑に執り行うため、まち整備課上下水道室を上下水道課に再編成する組織体制で取り組んでまいります。なお、この件につきましては、関係条例を今定例会に提出していますので、ご審議をお願いするものであります。

続いて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明いたします。

案件は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定による専決処分の報告が1件、令和6年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定や改廃、令和7年度の各会計の当初予算の議案が29件の、合わせて30件であります。

報告第2号 専決処分の報告については、和解の相手方の運転する車両が、甘田地内の町道第740号西山羽咋線を走行中、陥没した箇所を通過し、左前輪のタイヤを損傷した事故について、本年2月14日に和解が成立し、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

議案第4号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第10号）については、歳入では、公立学校施設災害復旧に係る国庫補助金のほか、農業機械再取得等支援事業や令和6年能登半島地震復興基金の枠配分の追加交付に係る県補助金を主として増額する一方で、事業費の確定見込みに伴う災害廃棄物処理事業や道路河川災害復旧事業に係る国庫補助金及び町債を主として減額し、歳出では、令和6年能登半島地震復興基金積立金のほか、農業機械再取得等支援事業費補助金や中学校教育施設災害復旧費、水道事業会計繰出金を主として増額する一方で、災害廃棄物処理事業のほか、各種施設の災害復旧費、下水道事業会計繰出金、各事業の精算見込みによる事業費の減額を主として所要額を補正するものであります。

議案第5号 令和6年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、令和6年能登半島地震による国民健康保険税の減免、医療費の自己負担免除措置等に伴い、歳入では、国民健康保険税の減額、県支出金、国庫支出金の増額を主とし、歳出では、基金積立金の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第6号 志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、令和6年能登半島地震による後期高齢者医療保険料の減免措置等に伴い、歳入では、後期高齢者医療保険料の減額を主とし、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するため、所要額を補正するものであります。

議案第7号 令和6年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、令和6年能登半島地震による介護保険料の減免や利用料の自己負担減免期間の延長等に伴い、歳入では、介護保険料の減額や国県支出金、支払基金交付金等の増額を主とし、歳出では、保険給付費や令和5年度事業の確定による国庫支出金等返還金の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第8号 令和6年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入では、基金繰入金を増額し、歳出では光熱水費を増額するため、所要額を補正するものであります。

議案第9号 令和6年度志賀町水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的収入では、災害査定額の確定見込みに伴う災害復旧事業補助金を増額するものであります。

また、資本的収入及び支出では、災害査定額の確定見込みに伴う災害復旧事業費に係る所要額のほか、下水道災害復旧事業における令和6年度事業費の確定見込みに伴う水道管支障移転工事に係る所要額を補正するものであります。

議案第10号 令和6年度志賀町下水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的収入及び支出では、災害復旧に係る経費の実績見込みにより減額をするものであります。

また、資本的収入及び支出では、国の追加補正等による中央処理区の雨水対策工事に係る増額のほか、災害復旧の実績見込みにより減額をするものであります。

議案第11号 志賀町一般職の任期付職員の採用等に関する条例については、多様な任用・勤務形態を活用できるようにすることを視野に入れ、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期を定めた職員の採用及び当該職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めることを目的として、新たに条例を制定するものであります。

議案第12号 志賀町観光振興基金条例については、志賀町地域共生型施設

（花のミュージアム フローリィ）の廃止に伴い、併せて廃止する志賀町地域共生型施設維持補修基金の残額を活用し、新たに観光振興の促進を目的とする基金を設けるための条例を制定するものであります。

議案第13号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例については、コミュニティバスの運行について、令和7年4月1日より、現在の定時定路線からA I（人工知能）を活用した予約制乗合交通の運行形態に移行するにあたり、当該条例の全部を改正するものであります。

議案第14号 志賀町行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例については、能登半島地震による復旧業務が大幅に増加した上下水道業務を円滑に執行するため、まち整備課上下水道室を上下水道課に再編することに伴い、関係条例を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正により、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町職員の定年

引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例については、令和6年人事院勧告を踏まえ、扶養手当や管理職特別勤務手当の支給対象等を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても、基準要件を満たすこととなったことから、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、児童扶養手当法施行令の一部改正により、受給資格の判定基準となる所得制限限度額が引上げとなるため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税に係る課税限度額を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 志賀町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例については、水道法施行令の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 志賀町地域共生型施設条例及び志賀町地域共生型施設維持補修基金条例を廃止する条例については、志賀町地域共生型施設（花のミュージアム フローリィ）について、地域の事業者に施設を譲渡するため、関係条例を廃止するものであります。

議案第25号から議案第32号までは、一般会計ほか7会計の令和7年度の当初予算についてであります。

予算の内容については、先程、主な施策の説明をさせていただきましたが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第24号（質疑・委員会付託・討論・採決）

福田晃悦議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち議案第24号を議題とします。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、各件に対する質疑を許します。

（質疑なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

（ 採 決 ）

福田晃悦議長 これより、採決します。

町長提出 議案第24号 志賀町地域共生型施設条例及び志賀町地域共生型施設維持補修基金条例を廃止する条例について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明2月26日から3月3日までの6日間は、休会としたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明2月26日から3月3日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、3月4日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時57分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第3号

例月出納検査の結果について

(令和7年1月24日実施)

2 議長報告第2号

入札結果調書について

(令和7年1月28日 4件)

(令和7年2月6日 6件)

(令和7年2月19日 1件)